



Press Release

報道関係者 各位

平成24年7月5日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 尾山 将 (内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2811

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 仲津留 隆 (内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

日本年金機構 国民年金部

部長 阿蘇 俊彦

(直通電話) 03(6892)0763

平成23年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

厚生労働省では、このほど、平成23年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」と、平成23年4月分から平成24年3月分までの保険料のうち平成24年4月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」、更に今後の取組等についてまとめています。

- 平成21年度分(過年度2年目)の最終納付率(※1)は、65.3%
(21年度末から5.3ポイントの伸び)
- 平成22年度分(過年度1年目)の納付率(※2)は、62.2%
(22年度末から2.9ポイントの伸び)
- 平成23年度の現年度分の納付率は、58.6%
(対前年同期比△0.7%)

(※1) 平成21年度分(過年度2年目)の最終納付率:平成21年4月分~平成22年3月分の保険料のうち、平成24年4月末までに納付された月数の割合。

(※2) 平成22年度分(過年度1年目)の納付率:平成22年4月分~平成23年3月分の保険料のうち、平成24年4月末までに納付された月数の割合。

国民年金保険料の納付状況と要因

- 平成21年度分（過年度2年目）の最終納付率は65.3%で、平成21年度末時点と比べれば+5.3ポイントである。
- 平成23年度の納付率（現年度分）は58.6%で、前年度と比べれば△0.7ポイントである。
なお、第3号被保険者不整合記録問題への対応による影響（△0.3%）（注）を除けば△0.4ポイントであり、平成22年度の対前年度比△0.7ポイントと比べれば、平成23年度の実質的な下げ幅は縮小しているものと考えられる。
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）をみると81事務所で前年度より上昇している。（平成22年度は60事務所で上昇）
- 都道府県別の納付率（現年度分）をみると、12県で前年度より上昇している。（平成22年度は2県で上昇）
- 納付率低下の要因としては、納付率の高い高齢者の割合が低下したこと、市場化テストにおける対策が十分な効果を上げられなかったこと、第3号被保険者不整合記録問題への対応などが考えられる。

（注）第3号被保険者不整合記録（※）問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勧奨状を送付し、届出がない場合は届出によらない種別変更を行った。年度末までの期間が短く納付等に至らなかったことが現年度納付率に影響。

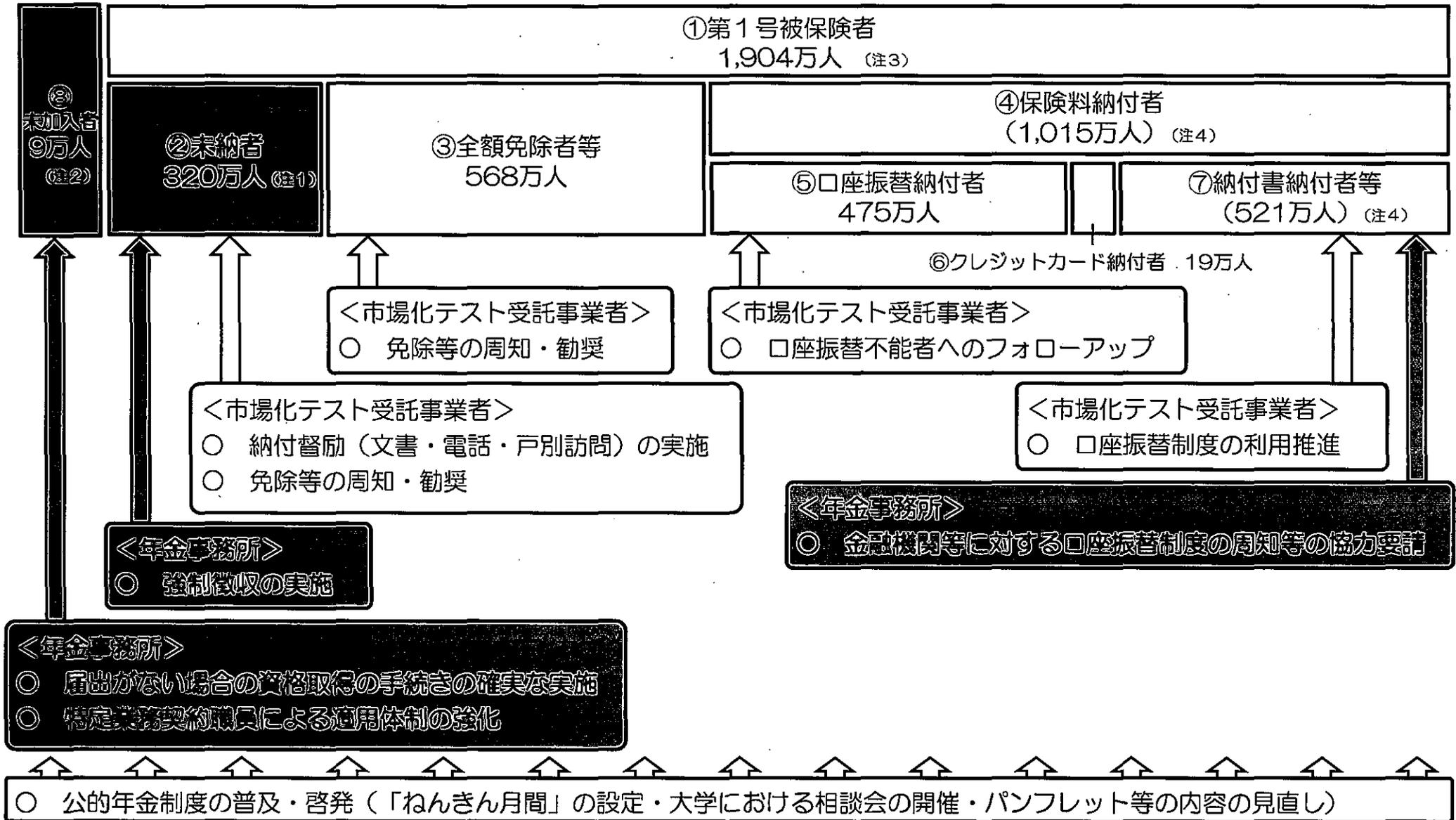
（※）第3号被保険者が第1号被保険者となった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。

①平成21年度分（過年度2年目）の最終納付率 65.3%
（平成21年度末時点と比較して+5.3ポイント）
（平成22年度末時点と比較して+2.0ポイント）
平成22年度分（過年度1年目）の納付率 62.2%
（平成22年度末時点と比較して+2.9ポイント）

②平成23年度の現年度分（平成23年4月分～平成24年3月分）の納付率 58.6%（対前年度比△0.7ポイント）
納付対象月数 16,042万月（対前年度比△3.8%）
納付月数 9,407万月（対前年度比△4.9%）

平成24年度の主な取組

- 未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化
【数値目標】
・平成23年所得に基づく免除勧奨対象者等について、平成25年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結び付ける。
・平成22年度現年度納付率59.3%から+5.5ポイントの伸び（最終納付率64.8%）を確保する。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携体制の強化
- 「歳入庁創設について～中間報告後の検討を踏まえた整理～」（平成24年6月12日社会保障・税一体改革関係5大臣会合）に基づき、今年度からの取組強化策の効果を見据えつつ、これまでの取組の成果・課題を検証した上で、申請主義の在り方も含めた保険料の免除制度の改善等の制度的な対応も視野に入れた更なる取組の強化について検討し、平成24年度中に結論を得て、必要な措置の具体化を図る。



注1：未納者とは、24か月（平成22年4月～平成24年3月）の保険料が未納となっている者。

注2：平成16年度までの調査結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者（33万人）が含まれている。

注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。

平成23年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1. 平成23年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	2
2. 納付率低下の要因等について	
(1) 納付率低下の要因	6
(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題	8
3. 平成23年度における収納対策の取組状況について	10
4. 平成24年度の収納対策について	13

1 平成23年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約320万人、未加入者(注2)は約9万人。(公的年金加入対象者の約5%)

《公的年金加入者の状況(平成23年度末)》

6,784万人				
公的年金加入者 6,775万人				
第1号被保険者 (注3) 1,904万人		第2号被保険者等 3,893万人		(注3) 第3号被保険者 978万人
免除者 361万人 学特・猶予者 208万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注3) 3,451万人	共済組合 (注4) 442万人	
未納者 320万人 (注1)		}		
未加入者 9万人 (注2)		} 329万人		

注1)未納者とは、24か月(平成22年4月～24年3月)の保険料が未納となっている者。

2)従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3)平成24年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)が含まれている。

4)平成23年3月末現在。

5)上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6)平成24年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成22年4月～24年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成23年度の国民年金保険料の納付率等について

①平成21年度の最終納付率は65.3%

(平成21年度末と比較して+5.3ポイント)
(平成23年度末時点)

②平成23年度の現年度納付率は58.6%

(対前年度比△0.7ポイント)

納付率の推移

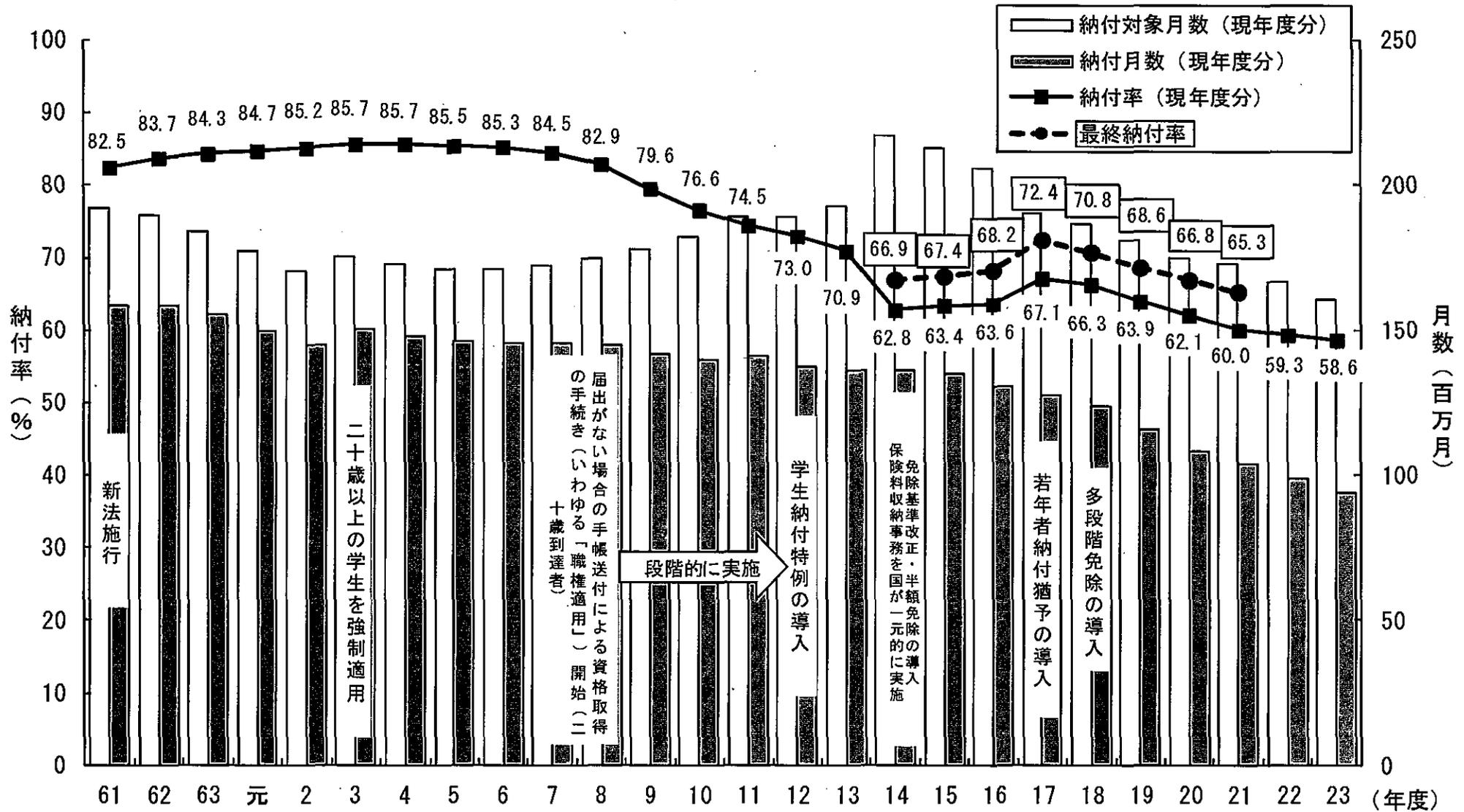
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
18年度分 保険料	66.3%	69.0%	70.8%			
19年度分 保険料		63.9%	66.7%	68.6%		
20年度分 保険料			62.1%	65.0%	66.8%	
21年度分 保険料				60.0%	63.2%	65.3%
22年度分 保険料					59.3%	62.2%
23年度分 保険料						58.6%

※ 最終納付率は、平成21年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率（%） = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

① 納付率の状況

○平成21年度分（過年度2年目）の最終納付率は、65.3%。

（平成21年度末から+5.3ポイント、平成22年度末から+2.0ポイントの伸び。）

○平成22年度分（過年度1年目）の納付率は、62.2%。（平成22年度末から+2.9ポイントの伸び。）

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
平成21年度分 (対前年度末伸び)	60.0%	63.2% (+3.3ポイント)	65.3% (+5.3ポイント)
平成22年度分 (対前年度末伸び)	—	59.3%	62.2% (+2.9ポイント)

○平成23年度の現年度分（平成23年4月分～平成24年3月分）の納付率は、58.6%。（対前年度比△0.7ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成22年度 (対前年度比)	9,893万月 (△4.7%)	16,679万月 (△3.6%)	59.3% (△0.7ポイント)
平成23年度 (対前年度比)	9,407万月 (△4.9%)	16,042万月 (△3.8%)	58.6% (△0.7ポイント)

- ・現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、81事務所で前年度より上昇している。都道府県ごとの納付率をみると、12県で前年度より上昇している。（平成22年度は60事務所、2県で前年度より上昇）
- ・第3号被保険者不整合記録問題への対応による影響（△0.3%）（注）を除けば、対前年度比は△0.4ポイントであり、平成22年度の対前年度比△0.7ポイントと比べれば、平成23年度の実質的な下げ幅は縮小しているものと考えられる。

（注）第3号被保険者不整合記録（※）問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勸奨状を送付し、届出がない場合は届出によらない種別変更を行った。年度末までの期間が短く納付等に至らなかったことが現年度納付率に影響。

（※）第3号被保険者が第1号被保険者となった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。

② 日本年金機構の中期計画及び平成23年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- 平成23年度の年度計画では、
 - ・平成21年度分の最終納付率は、平成21年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成22年度分の平成23年度末における納付率は、平成22年度の現年度納付率から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・現年度納付率については、平成21年度と同程度（60.0%）の水準を確保することをそれぞれ目標とした。



- 平成21年度最終納付率は65.3%（平成21年度末と比較して+5.3ポイントの伸び）となり、年度計画の目標を達成した。また、平成22年度の23年度末における納付率は62.2%（平成22年度末と比較して+2.9ポイントの伸び）となり、同様に年度計画の目標を達成した。
- 平成23年度の現年度納付率は58.6%（対前年度比△0.7ポイント）となり、年度計画の目標を達成できなかった。

平成23年								平成24年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.3% (△0.2%)	53.9% (△0.2%)	55.2% (△0.0%)	55.0% (△0.1%)	55.3% (△0.0%)	56.0% +(0.1%)	56.5% (△0.2%)	56.9% (△0.6%)	57.2% (△0.7%)	57.6% (△0.7%)	58.0% (△0.7%)	58.6% (△0.7%)

(注) () 内の数値は、対前年同月比である。

2 納付率低下の要因等について

(1) 納付率低下の要因

① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成23年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成22年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が0.8ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。
- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる。
- 平成22年度に比べ平成23年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成23年度の現年度納付率に与えた影響は、概ね△0.1ポイント程度と推計される。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6
平成22年度	1,938 100.0	385 19.9	209 10.8	197 10.2	220 11.4	210 10.8	186 9.6	198 10.2	304 15.7	30 1.5	39.5
平成23年度	1,904 100.0	381 20.0	199 10.4	191 10.0	217 11.4	221 11.6	189 9.9	196 10.3	283 14.9	28 1.5	39.4

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

② 市場化テスト事業の実績低迷

○ 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料（月数）の目標（要求水準及び最低水準）が達成できていない。（詳細は資料3-1を参照）

特に現年度保険料に係る最低水準の達成状況をみると、平成21年10月から委託を開始した127事務所では66.7%、平成22年10月から委託を開始した185事務所では82.6%と低調であり、平成23年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は77.7%である。

○ 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成により、平成23年度の現年度納付率に与えた影響は、概ね△0.2ポイント程度と推計される。

<納付実績が伸びなかった要因>

○ 市場化テスト事業の改善を図るため次のような措置を講じたが、十分な効果を上げられなかった。

ア 平成21年10月から委託を開始した事業については、業務改善計画を再提出させ、平成22年度に引き続き2か月ごとにヒアリングを実施して改善状況をフォローした。

その結果、納付督促件数は増加したものの、最低水準を上回る納付月数の獲得には至らなかった。

イ 平成22年10月から委託を開始した事業については、四半期ごとにヒアリングを実施し、企画提案書に基づく納付督促件数の確実な実施等、要求水準の達成に向けた要請・指導を実施したが、最低水準を上回る納付月数の獲得には至らなかった。

③ 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更

○ 平成23年11月から、直近2年間に第3号被保険者不整合期間を有する者に対する種別変更等の届出勧奨を順次実施し、届出のない者については届出によらない種別変更処理（第3号被保険者として管理している期間を第1号被保険者期間に訂正）を行った。

○ 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更を行った者については、納付書を送付して納付を促したほか、市場化テスト受託事業者から電話や戸別訪問による納付督促を実施した。

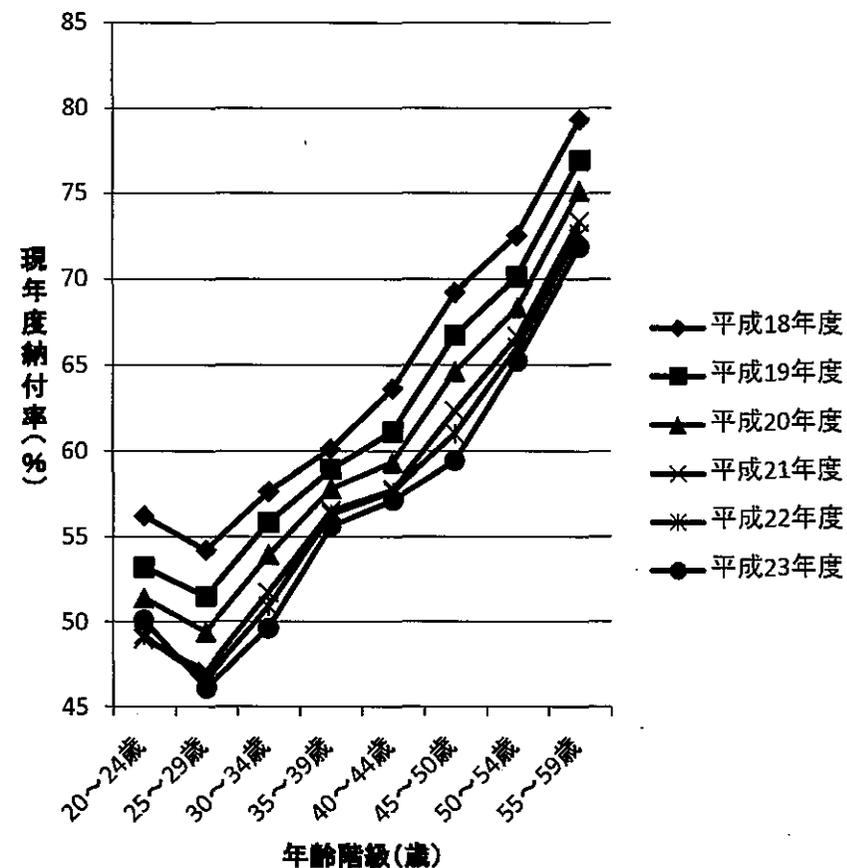
○ 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更により現年度の納付対象月数が増加したが、年度末までの期間が短かく納付等に至らなかったため、現年度保険料の納付率に概ね△0.3ポイント程度の影響を与えたと推計される。

(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

- 平成18年度から平成23年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。
年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、各年度とも前年度と比較した場合、ほぼすべての年齢階級において概ね現年度納付率は低下している。
- 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。
 - ① 第1号被保険者の就業状況
 - ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
 - ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位:%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～50歳	50～54歳	55～59歳
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8



<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からない・保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

3 平成23年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5~9参照)

- ア) 債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、市場化テスト事業の進捗管理を徹底・強化するとともに、県単位で毎月開催する打合せ会議に機構本部からも出席し、受託事業者への助言・提案を継続して実施し協力連携を図った。
- イ) また、平成21年10月から委託を開始した受託事業者については、業務改善計画を再度提出させ、平成22年度に引き続き2か月ごとにヒアリングを実施して改善状況をフォローアップした。なお、平成22年10月から委託を開始した受託事業者についても、四半期ごとにヒアリングを実施して活動内容の確認を行うとともに、要求水準の達成に向けた要請・指導を行った。
- ウ) 次期契約更改(平成24年10月)に向けて、現状の問題点を分析・整理し、要求水準の見直しや戸別訪問による納付督促の強化等、実績向上を図る観点から実施要項の見直しを行い、官民競争入札等監理委員会(内閣府)に諮った。

免除等申請勧奨

(資料3-1のp3参照)

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)及び、市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	551万人(29.0%)	568万人(30.4%)	+17万人(+1.4ポイント)

強制徴収

(資料3-1のp4参照)

平成23年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数はいずれも平成22年度を相当程度上回った。

その他

(資料3-1のp10参照)

口座振替実施率は、新規獲得件数が伸びなかったため平成22年度を下回ったが、コンビニエンスストア納付、インターネットバンキング等による電子納付及びクレジットカード納付の合計件数については、平成22年度と同等以上の水準を確保した。特に、クレジットカードによる納付件数は大幅な伸びを示した。

【総括】

国民年金保険料の収納対策については、市区町村から所得情報の提供時期の早期化により各種取組を実施したほか、「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」(※)の指定、収納対策における好取組事例の展開、債権回収業務経験のある職員の本部・ブロック本部への配置など、様々な収納対策の強化に努めたが、3号被保険者不整合記録に係る種別変更による影響を受けたこと等から、現年度納付率の向上に結び付けることができなかった。

(※)「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」29事務所のうち、現年度分保険料の納付率が前年度を上回ったのは、8事務所にとどまった。

今後は、各種事業の早期実施に努めるとともに、現年度納付率が向上している年金事務所の取組事例も参考としつつ、新たな数値目標の達成に向けて、未納者属性や地域属性を踏まえた効果的な督促活動を展開することとしている。

具体的な取組としては、強制徴収対象者の拡大、特別催告状による納付督促や免除等申請勧奨の強化、「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」の指定の拡大などを予定している。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
21年度末 22年度末 23年度末
36% → 36% → 36%
527万人 500万人 475万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
21年度 22年度 23年度
1,107万件 → 1,164万件 → 1,223万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
21年度 22年度 23年度
41万件 → 41万件 → 40万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用状況）
21年度 22年度 23年度
78万件 → 103万件 → 118万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

市町村からの所得情報（平成23年11月現在、全市町村の99%より提供）

未納者

納付督促の実施

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

文書

H21年度	1,309万件
H22年度	2,574万件
H23年度	2,579万件

電話

H21年度	1,969万件
H22年度	2,587万件
H23年度	4,060万件

戸別訪問（面談）

H21年度	422万件
H22年度	314万件
H23年度	465万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	21年度	22年度	23年度
最終催告状	17,131件	24,232件	30,045件
督促状	10,061件	10,583件	17,615件
財産差押	3,092件	3,379件	5,012件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・督促状、財産差押の件数は、平成24年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）

（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件
H23年度	312か所	H23年度	5,227万件

免除等の周知・勧奨

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

- 免除や学生納付特例（学生の間は保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
 - 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
 - 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
 - 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
 - 学生納付特例の申請手続きの簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成24年度の収納対策について

平成24年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 機構全体及び各年金事務所において、未納者属性等に応じた収納対策の推進を図るため、新たな目標を設定し、その達成に向けた行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

<未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化>

- 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納しているものについては、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低いなどの事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっているものについて、免除制度等の周知や申請の案内を行う。

【数値目標】

- ・平成23年所得に基づく免除勧奨対象者等について、平成25年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結び付ける。
- ・平成22年度現年度納付率59.3%から+5.5ポイントの伸び（最終納付率64.8%）を確保する。

<進捗管理の強化>

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部長参集適用・徴収対策会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な54年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成23年度は、29年金事務所を指定）

② 市場化テスト事業の適正化

<受託事業者に対する進捗管理>

- 現在の受託事業者については、平成24年9月まで引き続き、要求水準の達成に向けた事業実施状況確認等のため、ヒアリングを実施して進捗管理を徹底する。
- 平成24年10月から新たに委託する受託事業者については、入札における企画提案の確実な実施と要求水準の達成に向けた事業実施状況確認等のため、ヒアリングを実施して進捗管理を徹底する。

<受託事業者との協力・連携体制の強化>

- 受託事業者に対する情報（納付書送付、ターンアラウンドによる免除申請書送付対象者及び送付時期等）提供の早期化や各県単位の月例打合せ会における本部職員による助言・提案・指導など協力・連携の強化を図る。

<受託事業者に対する指導体制の強化>

- 平成24年10月からの新たな契約においては、受託事業者の実績が最低水準を下回った場合等に行うことができる業務改善の指示について、契約者（機構本部国民年金部長）に加え、受託事業者の取組状況を把握・管理しているブロック本部適用・収納（業務）支援部長も行うことができることとし、指導体制の強化を図る。

③ 強制徴収など年金事務所の取組強化

<強制徴収の着実な実施>

- 最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内に完結させるサイクルの確立を図った上で、最終催告状を送付したもののすべてが完納に結び付くよう取組を強化する。具体的には、平成23年度までに最終催告状を送付したものについて6月中に進捗状況を全数点検することとしたほか、平成24年度新規着手分については、12月末までに最終催告状の送付を完了する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。

<集合研修の実施>

- 強制徴収担当職員の集合研修を6月から12月に600人規模で開催するなど、スキルアップを図る。
(平成23年度の強制徴収担当職員の集合研修については、約550人を対象に実施)

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。
平成24年3月末時点の実績では、国税庁委任の形式的要件(注)を満たした滞納者に対し、国税庁への委任の対象となる可能性を説明した結果、対象者の約26%が保険料を納付。
(注) 納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

<「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。また、適用勧奨から「届出によらない資格取得手続き」実施までの期間の短縮（6か月後⇒4か月後）を図る。

<関係機関との調整>

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入力できるよう、関係者と調整を進める。

<適用体制の強化>

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「届出によらない資格取得手続き」を行った者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ □座振替制度の推進

<□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

<□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

＜公的年金制度の理解を図るための普及・啓発活動＞

- 政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

＜若年者に対する周知広報＞

- 大学等構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

＜パンフレット等の内容の見直し＞

- 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

＜市区町村への協力依頼＞

- 所得情報の取得、市区町村の窓口や広報誌における制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。
- 住民基本台帳法の改正に伴う、外国人適用について協力を依頼する。

＜ハローワークとの連携強化＞

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 現行の年金制度の改善に向けた検討

<現行制度の改善>

- 保険料の優良納付者拡大のため、現行最大で1年間となっている保険料前納期間について、最長2年間に拡充（割引額も大きくなる）するための準備を進める。
- 保険料免除の遡及期間について、現在は、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにするための法案（年金機能強化法案）を国会提出中であり、成立した場合にはその施行準備を進める。
- 「歳入庁創設について～中間報告後の検討を踏まえた整理～」(平成24年6月12日社会保障・税一体改革関係5大臣会合)に基づき、今年度からの取組強化策の効果を見据えつつ、これまでの取組の成果・課題を検証した上で、申請主義の在り方も含めた保険料の免除制度の改善等の制度的な対応も視野に入れた更なる取組の強化について検討し、平成24年度中に結論を得て、必要な措置の具体化を図る。

<マイナンバーの活用>

- 国会提出中のマイナンバー法案が成立した場合には、マイナンバーを活用した適用・収納対策の検討を進める。

平成23年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(平成23年度の取組実績)

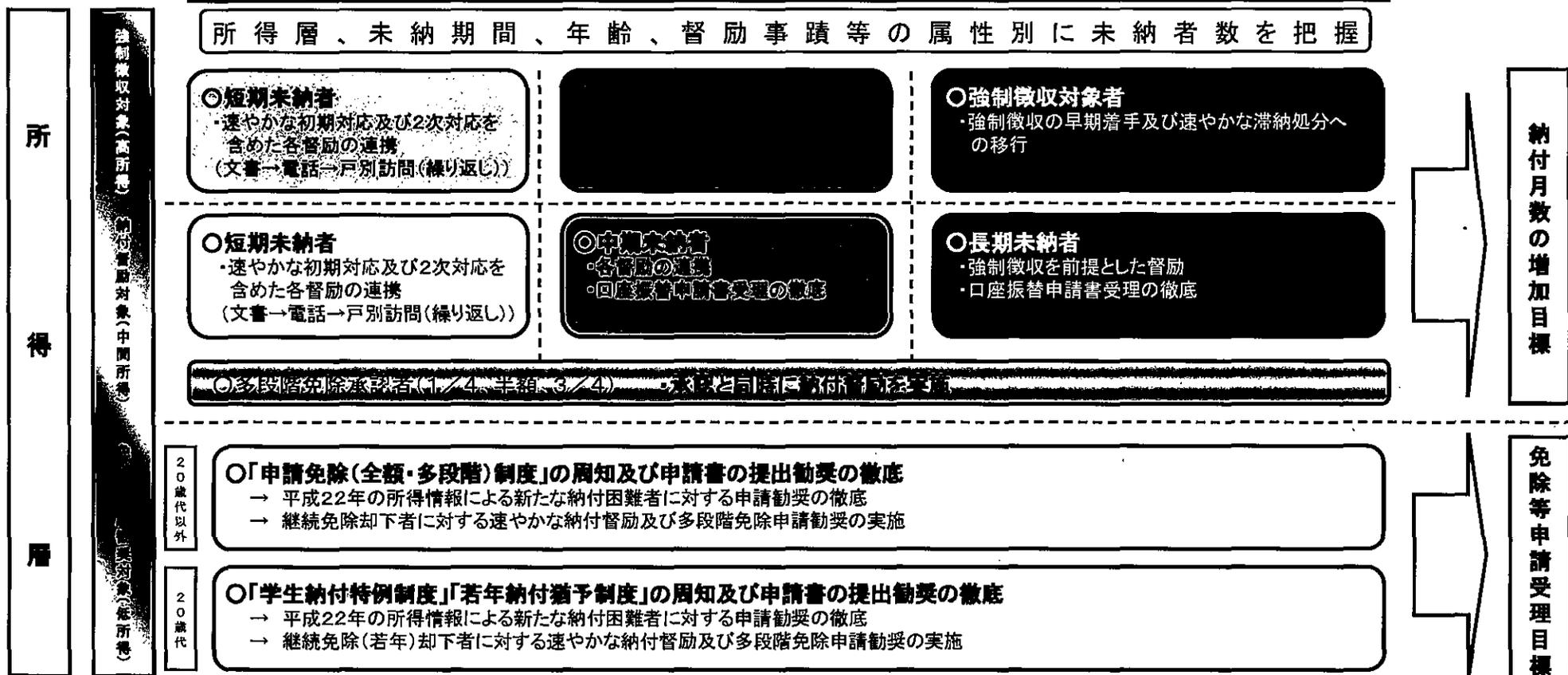
【目次】

①平成23年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	10

① 平成23年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、取組を展開した。
(概念図参照)

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



未納月数	1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
------	-------	--------	---------

② 納付督促の実施状況

(取組状況)

○ 市場化テスト事業の実施要項を見直し、平成22年10月から事業を委託した市場化テスト受託事業者については、すべての督促件数が大幅に増加しており、職員が実施したものと合わせた電話納付督促件数及び戸別訪問督促件数については前年度を大幅に上回った。

なお、職員が実施した文書勧奨件数は前年度に比べて減少しているが、これは、平成22年10月からの市場化テスト受託事業者の変更を周知する目的で、平成22年度は催告状を490万件送付したが、平成23年度は市場化テスト受託事業者の変更がないことから送付していないことによるものである。

区 分	職員が実施			市場化テスト事業者が実施			合 計		
	22年度 実施件数	23年度 実施件数	対前年度 比	22年度 実施件数	23年度 実施件数	対前年度 比	22年度 実施件数	23年度 実施件数	対前年度 比
電話納付督促	19万件	18万件	94.7%	2,568万件	4,042万件	157.4%	2,587万件	4,060万件	156.9%
戸別訪問督促	109万件	113万件	103.7%	206万件	353万件	171.4%	314万件	465万件	148.1%
文書勧奨	1,912万件	1,746万件	91.3%	662万件	832万件	125.7%	2,574万件	2,579万件	100.2%
合 計	2,040万件	1,877万件	92.0%	3,436万件	5,227万件	152.1%	5,475万件	7,104万件	129.8%

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

③ 免除等の実施状況

- 市区町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テスト受託事業者に提供し、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組の結果、平成23年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を1.4ポイント上回った。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	22年度		23年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1,904 万人	—	1,872 万人	—	△32 万人	—
全額免除者数等合計	551 万人	29.0%	568 万人	30.4%	17 万人	+1.4ポイント
法定免除者数	126 万人	6.6%	131 万人	7.0%	4 万人	+0.4ポイント
申請全額免除者数	221 万人	11.6%	230 万人	12.3%	9 万人	+0.7ポイント
学生納付特例者数	166 万人	8.7%	169 万人	9.0%	3 万人	+0.3ポイント
若年者納付猶予者数	38 万人	2.0%	39 万人	2.1%	2 万人	+0.1ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

④ 強制徴収の実施状況

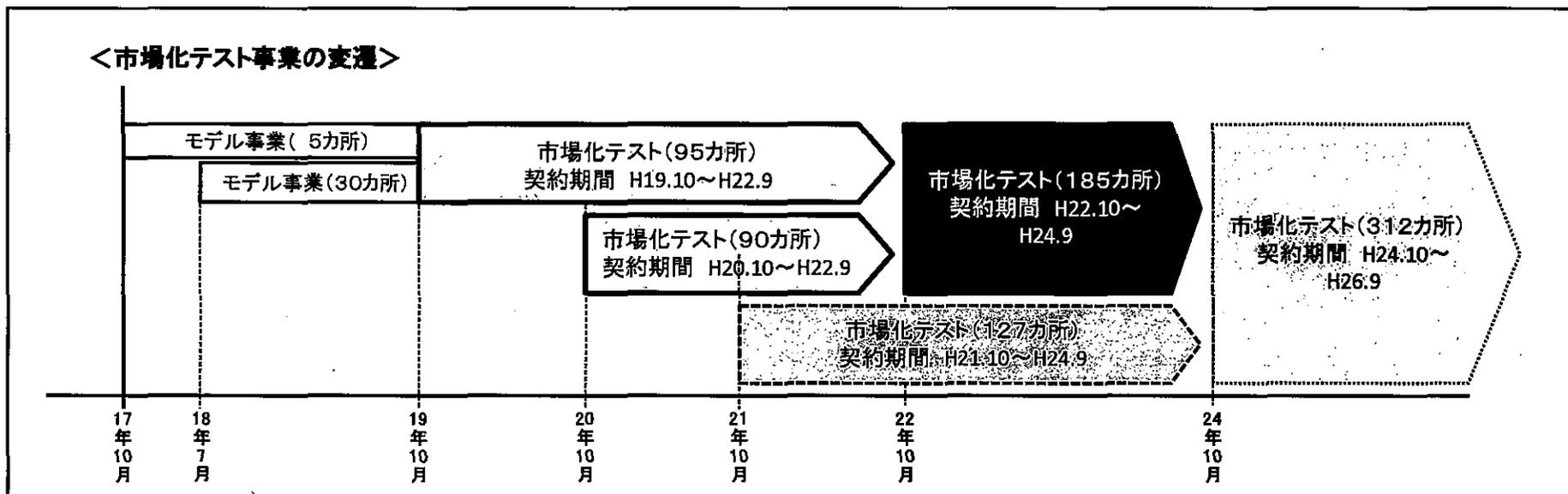
- 平成23年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数のすべてが平成22年度を相当程度上回った。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (A)	平成23年度 (B)	対前年度比	
						(B-A)	割合 (%)
最終催告件数	40,727件	16,350件	17,131件	24,232件	30,045件	+5,813件	+24%
督促件数	28,485件	8,160件	10,061件	10,583件	17,615件	+7,032件	+66%
差押件数	11,387件	5,534件	3,092件	3,379件	5,012件	+1,633件	+48%

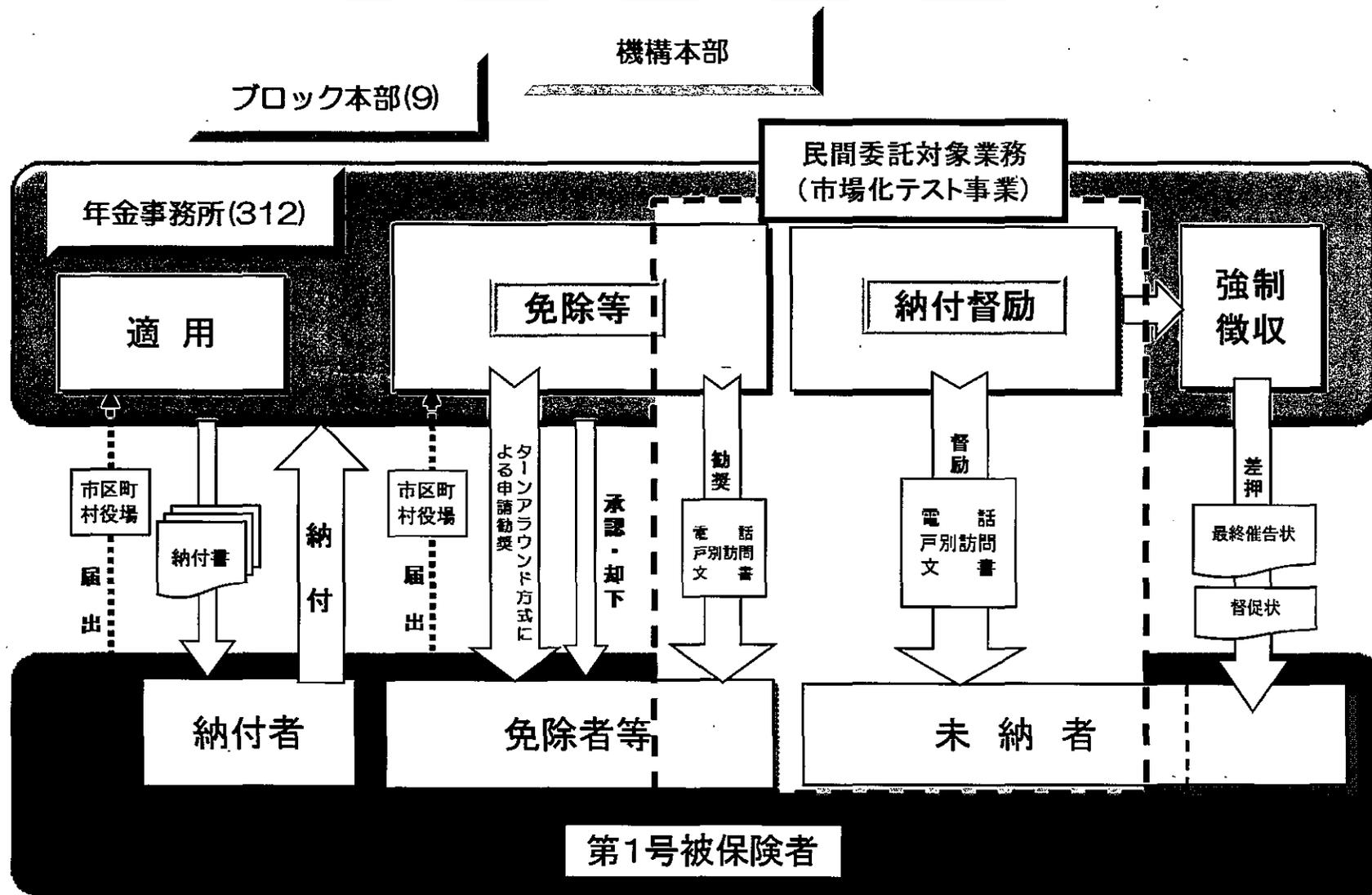
⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
 なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定。
- 平成18年7月 ⇒ 30か所の社会保険事務所を追加し「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月 ⇒ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月 ⇒ 90か所の社会保険事務所を追加し合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月 ⇒ 127か所の社会保険事務所を追加し全312社会保険事務所で実施。（免除等申請勧奨業務を追加）
- 平成22年10月 ⇒ 平成19年及び平成20年事業の契約更改に伴い、免除等申請勧奨業務を追加し185か所の年金事務所を実施。
- 平成24年10月 ⇒ 平成21年及び平成22年事業の契約更改に伴い、納付督促方法や頻度、要求水準、実施体制の強化等、国民年金保険料収納事業実施要項の見直しを行った上で312年金事務所を対象に入札を実施する。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

要求水準の達成状況 (平成23年度)

(1) 事務所別の要求水準の達成状況

- 保険料の要求水準については、平成21年10月開始の事務所(127事務所)のすべての事務所において、現年度・過年度ともに達成できていない。平成22年10月開始の事務所(185事務所)では、現年度は3事務所、過年度は31事務所達成している。
- 免除等の要求水準については、平成21年10月開始の事務所(127事務所)のうち、84事務所達成している。また、平成22年10月開始の事務所(185事務所)では、153事務所達成している。

	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
	達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
127事務所 (21年10月開始)	0事務所	127事務所	0事務所	127事務所	84事務所	43事務所
185事務所 (22年10月開始)	3事務所	182事務所	31事務所	154事務所	153事務所	32事務所

<要求水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。
【加算率】… 近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率を目標にして、契約期間中の毎年度の率を設定。
(平成21年開始分：毎年度1.5%程度上積み、平成22年開始分：毎年度1.2%程度上積み)
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.7%程度、2年目に4.5%程度上積みすることを要求水準とした。

<最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.2%程度、2年目に3.8%程度上積みすることを最低水準とした。

(2) 納付月数の要求水準の達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、平成21年10月開始の127事務所では51.2%と低調であるが、平成22年10月に契約更改した185事務所では80.1%である。

この結果、平成22年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、68.2%である。

		要求水準	最低水準	収納実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	127事務所(21年10月開始)	5,802,426月	4,142,730月	2,765,162月	47.7%	66.7%
	185事務所(22年10月開始)	11,838,355月	9,110,239月	7,526,914月	63.6%	82.6%
	小計	17,640,781月	13,252,969月	10,292,076月	58.3%	77.7%
過年度保険料	127事務所(21年10月開始)	13,173,587月	10,017,512月	6,943,744月	52.7%	69.3%
	185事務所(22年10月開始)	15,192,364月	12,454,079月	14,128,499月	93.0%	113.4%
	小計	28,365,951月	22,471,591月	21,072,243月	74.3%	93.8%
過年度保険料+ 現年度保険料	127事務所(21年10月開始)	18,976,012月	14,160,242月	9,708,906月	51.2%	68.6%
	185事務所(22年10月開始)	27,030,719月	21,564,318月	21,655,413月	80.1%	100.4%
	小計	46,006,731月	35,724,560月	31,364,319月	68.2%	87.8%

(3) 免除等承認件数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準の達成状況をみると、平成21年10月開始の127事務所では104.9%であるが、平成22年10月に更改した185事務所では106.4%である。
この結果、平成23年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、105.9%である。

	要求水準	最低水準	獲得実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
127事務所(21年10月開始)	1,791,442件	1,684,071件	1,878,678件	104.9%	111.6%
185事務所(22年10月開始)	3,742,334件	3,570,424件	3,982,965件	106.4%	111.6%
小 計	5,533,776件	5,254,495件	5,861,643件	105.9%	111.6%

督促の実施状況

- 平成23年度における市場化テスト受託事業者の督促総件数は、対前年度比で1,791万件増加している。
特に、平成22年10月開始の185事務所の督促件数が増加している。

区 分	市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔185事務所〕 (平成22年10月から実施)		合 計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
電話納付督促	784万件	842万件	1,784万件	3,200万件	2,568万件	4,042万件
戸別訪問督促	40万件	52万件	166万件	301万件	206万件	353万件
文書督促	145万件	161万件	517万件	671万件	662万件	832万件
合 計	969万件	1,055万件	2,467万件	4,172万件	3,436万件	5,227万件

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

⑥ その他の状況

口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施したが、新規口座振替利用者が伸びず、平成23年度における口座振替納付者は475万人にとどまり、口座振替利用率は35.6%（対前年度比△0.4ポイント）となった。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比
口座振替納付者数	500万人	475万人	△25万人
口座振替利用率	36.0%	35.6%	△0.4ポイント

コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成23年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は、1,223万件（対前年度比59万件増）、収納月数は1,973万月（対前年度比92万月増）となっており、全納付保険料の21%を占めた。

なお、コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、40万件（対前年度比1万件減）、収納月数は110万月（対前年度比5万月減）となり、わずかであるが昨年と比較して利用者の減少傾向が見受けられる。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比		平成22年度	平成23年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,164万件	1,223万件	+59万件	インターネット納付利用件数	41万件	40万件	△1万件
コンビニ納付収納月数	1,881万月	1,973万月	+92万月	インターネット収納月数	115万月	110万月	△5万月

クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図った。平成23年度における利用者は19万人であり、利用者は確実に増加している。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	17万人	19万人	+2万人
クレジットカード利用率	1.2%	1.4%	+0.2ポイント

平成 23 年度の国民年金の加入・保険料納付状況

【 目 次 】

I 平成 23 年度の被保険者の状況

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 国民年金被保険者の動向 | 1 |
| 2 第 1 号被保険者の動向 | |
| (1) 第 1 号被保険者の資格取得者数の状況 | 2 |
| (2) 第 1 号被保険者数の年齢構成の変化 | 2 |

II 平成 23 年度の保険料納付状況

- | | |
|--------------------|---|
| 1 保険料納付状況 | |
| (1) 納付率等の推移 | 3 |
| (2) 納付月数の推移 | 4 |
| (3) 年齢階級別の納付率 | 5 |
| (4) 免除状況別の納付率 | 6 |
| 2 現年度分納付率の変化に係る分析 | |
| (1) 被保険者属性別の納付率の変化 | 7 |
| (2) 納付率の変化の影響度 | 8 |

III 地域別の保険料納付状況

- | | |
|---|----|
| (1) 都道府県別の保険料納付状況 | 9 |
| (2) 市区町村規模別の保険料納付状況 | 11 |
| (参考 1) 都道府県別全額免除割合の変化 | 12 |
| (参考 2) 東日本大震災における被災による申請全額免除の納付率への影響の分析 | 13 |

平成 24 年 7 月

厚生労働省年金局

I 平成 23 年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成 23 年度末現在で 1,904 万人と、前年度末と比べ 34 万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成 23 年度末現在でそれぞれ 131 万人及び 230 万人となっており、前年度末と比べそれぞれ 4 万人及び 9 万人増加している。
- 平成 23 年度末の納付対象者数は 1,336 万人となっており、前年度末と比べ 51 万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成 23 年度末現在で 46 万人となっており、前年度末と比べ 2 万人増加している。

表 1 国民年金被保険者数の動向

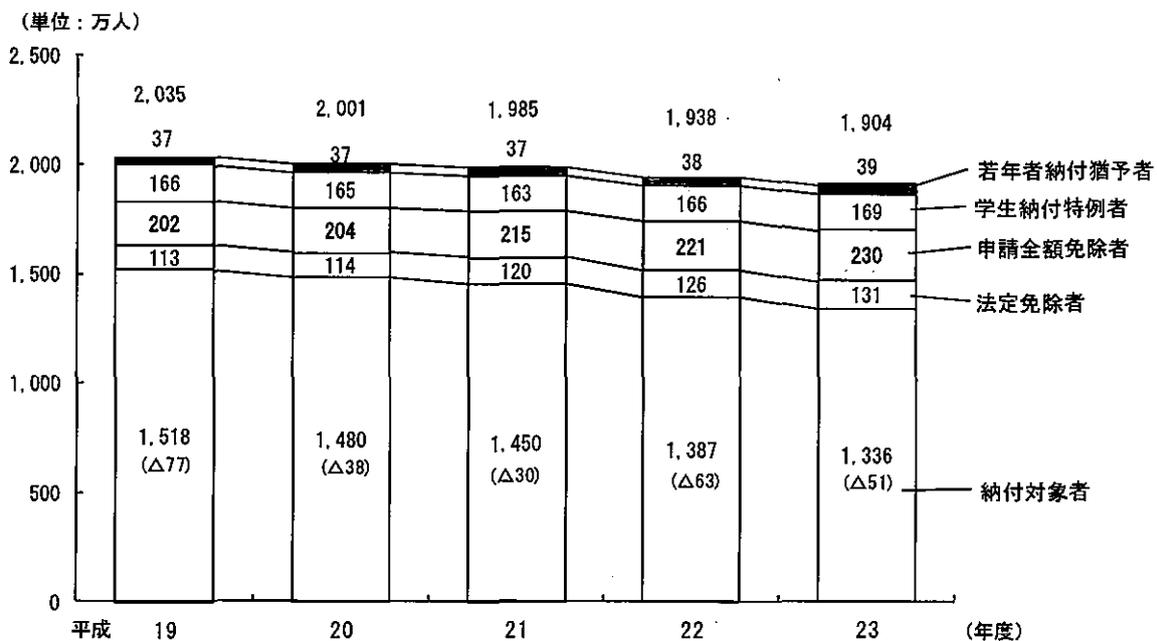
(年度末現在、単位：万人)

	第 1 号被保険者 (任意加入 を含む)	第 1 号被保険者							任意加入 被保険者	被用者年金 被保険者 (第 2 号被 保険者等)	厚生年金 保険	第 3 号 被保険者			
		(再掲) 全額免除者				(再掲) 一部免除者									
		法定 免除者	申請 全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付 猶予者	申請 3/4 免除者	申請半額 免除者	申請 1/4 免除者							
平成19年度	2,035	2,001	517	113	202	166	37	54	27	19	8	34	3,908	3,457	1,063
20	2,001	1,966	521	114	204	165	37	52	27	17	8	35	3,892	3,444	1,044
21	1,985	1,951	535	120	215	163	37	47	25	16	7	34	3,868	3,425	1,021
22	1,938	1,904	551	126	221	166	38	44	24	14	6	34	3,883	3,441	1,005
23	1,904	1,872	568	131	230	169	39	46	25	14	6	33	(3,893)	3,451	978

注 1 「被用者年金被保険者」は、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

注 2 被用者年金被保険者欄の () 内の数字は、共済組合の加入者数を平成 22 年度末実績とした場合の暫定値である。

図 1 第 1 号被保険者数の推移



注 1 納付対象者は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注 2 納付対象者の () 内の数字は対前年度差である。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成23年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は24.8%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

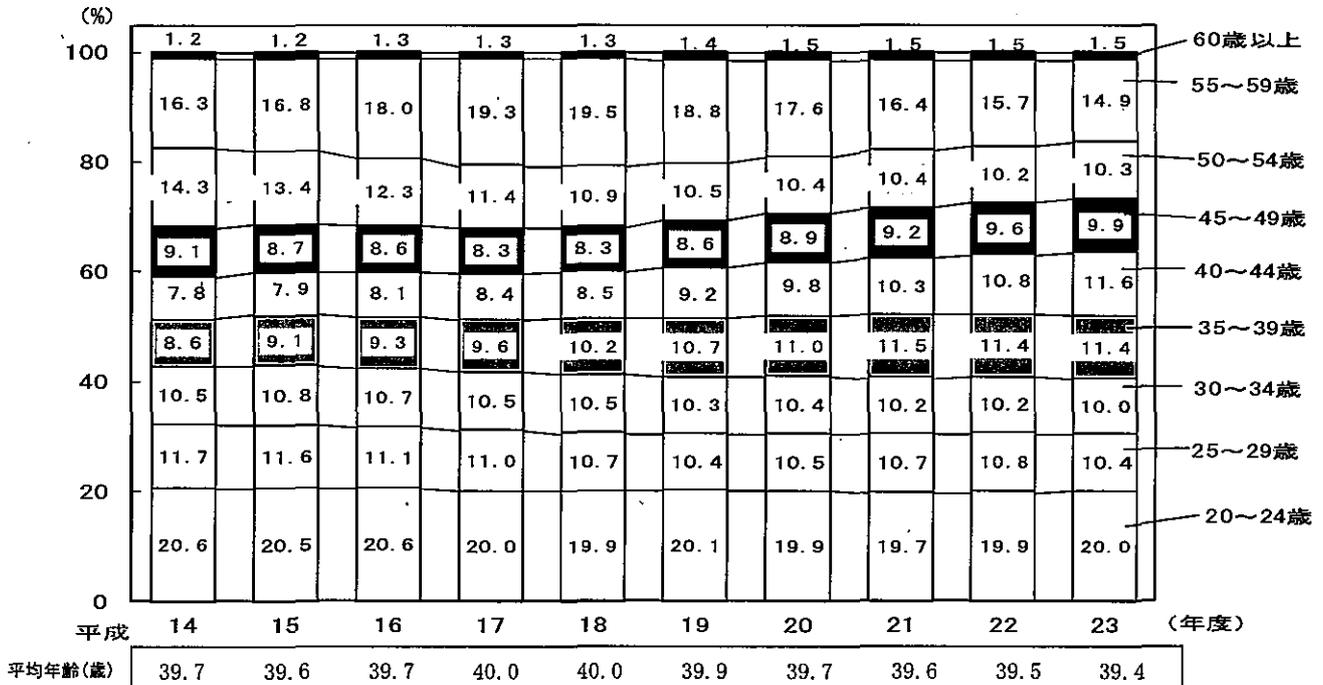
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成19年度	2,035	541	26.6	339	73	114	58	56
20	2,001	540	27.0	342	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成23年度の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が20.0%と最も高く、次に55～59歳が14.9%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

II 平成 23 年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 平成 23 年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から 637 万月分 (3.8%) の減少、納付月数が前年度に比べ 485 万月分 (4.9%) の減少となった結果、納付率は 58.64% となり、前年度の 59.31% から 0.67 ポイントの低下となった。
- 平成 21 年度分保険料の最終納付率は 65.26% となり、前々年度の 59.98% からは 5.28 ポイント伸びている。

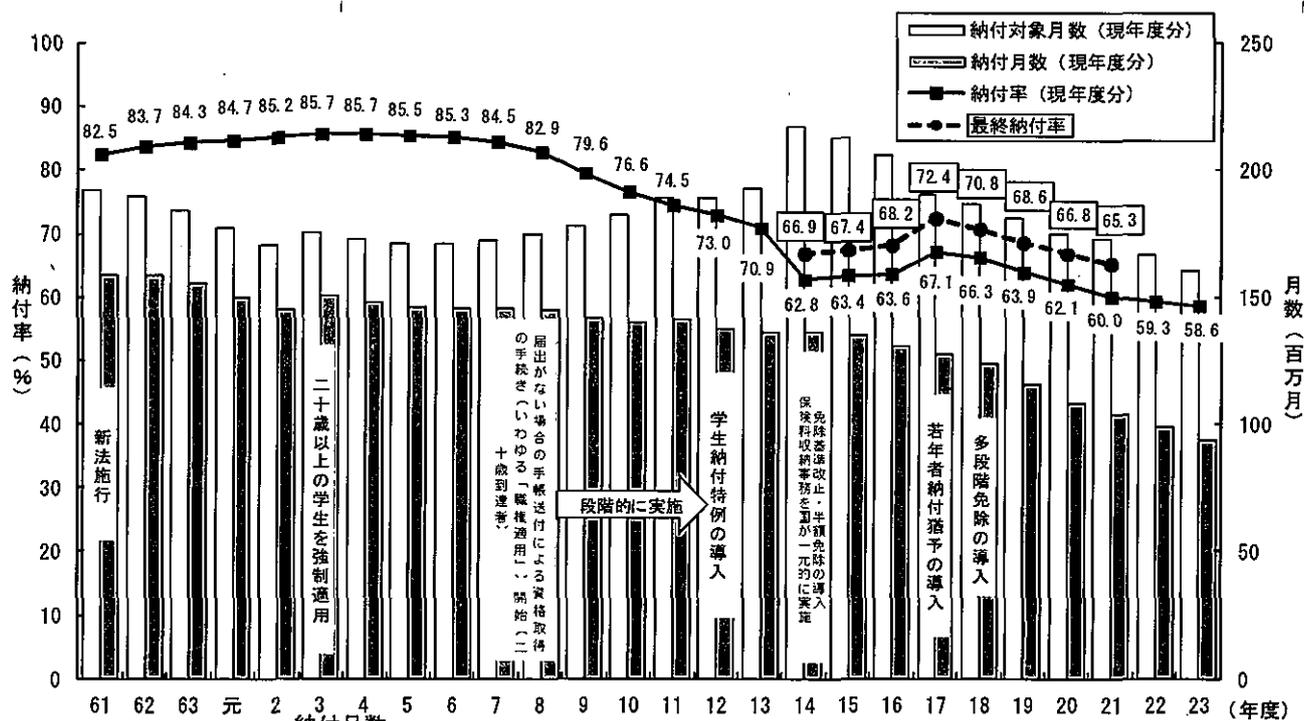
表 3 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位：万月)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
納付対象月数	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)
納付月数	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)

注 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図 3 納付率等の推移



注 1 $\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

注 2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率は、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
平成19年度分保険料	63.95	66.73 (2.79)	68.61 (1.87)		
平成20年度分保険料		62.05	64.98 (2.93)	66.83 (1.85)	
平成21年度分保険料			59.98	63.24 (3.25)	65.26 (2.02)
平成22年度分保険料				59.31	62.20 (2.89)
平成23年度分保険料					58.64

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 ()内は前年度からの伸びである。

(2) 納付月数の推移

○ 平成23年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は1億329万月分(対前年度比△4.7%)であり、そのうち当年度分は9,407万月分(対前年度比△4.9%)、過年度分は921万月分(対前年度比△2.9%)となっている。

表5 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比 (%)
総納付月数	12,648	11,817	11,315	10,841	10,329	△ 4.7
現年度分納付月数	11,609	10,873	10,381	9,893	9,407	△ 4.9
過年度分納付月数	1,039	944	934	948	921	△ 2.9
前年度分	584	528	515	556	486	△ 12.7
前々年度分	455	416	419	392	435	11.0

(3) 年齢階級別の納付率

- 平成23年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、20～24歳階級を除くすべての年齢階級において納付率が低下している。
- コーホート別に納付率をみると、昭和33年以前に生まれた者及び平成生まれの者が高くなっているのを除き、ほぼ同程度か低下している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

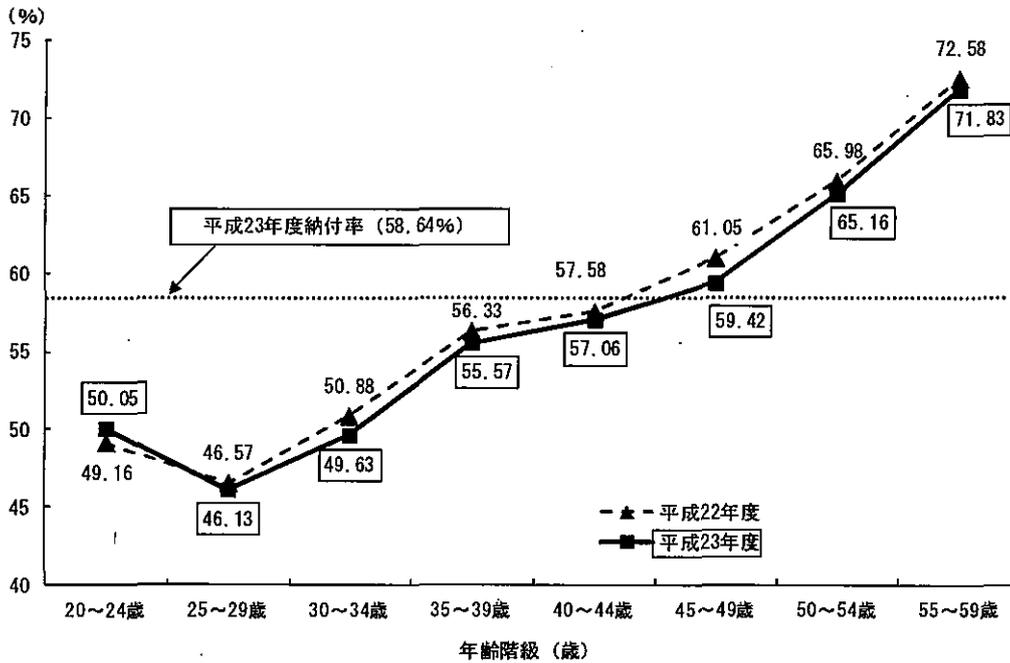
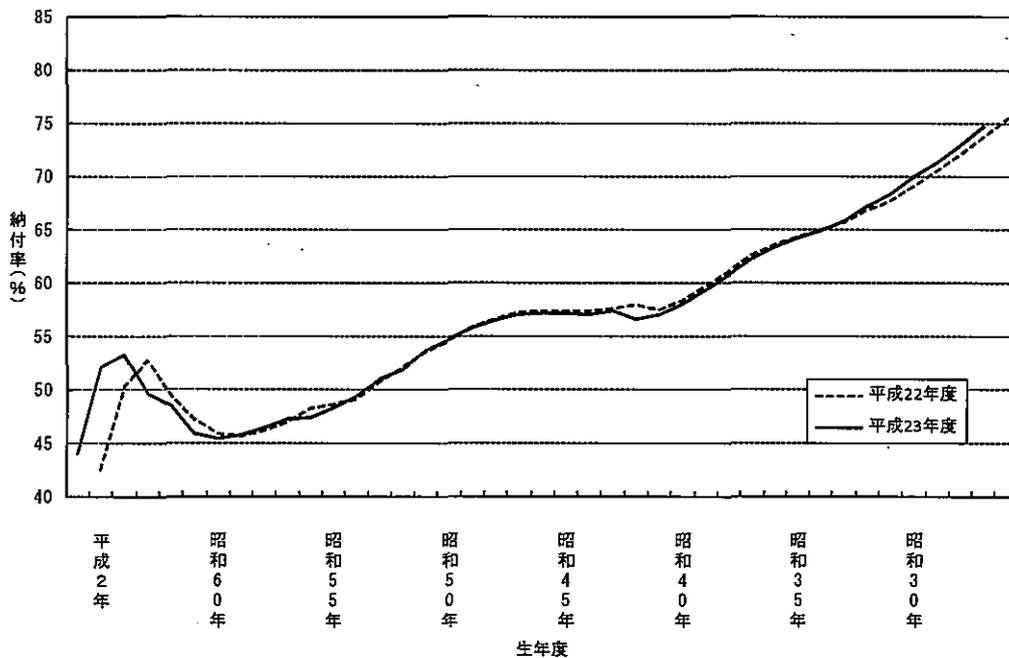


図5 コーホート別納付率（現年度分）



(4) 免除状況別の納付率

- 平成23年度における定額保険料納付に係る納付率は59.48%と、前年度に比べ0.61ポイントの低下となっている。
- 平成23年度の一部免除された保険料に係る納付率は37.98%となっており、前年度に比べ0.90ポイント低下している。

表6 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総数	定額保険料納付	一部免除合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成19年度	納付対象月数(万月)	18,153	17,414	738	363	263	112
	納付月数(万月)	11,609	11,360	248	135	92	22
	納付率(%)	63.95	65.24	33.60	37.01	34.95	19.39
平成20年度	納付対象月数(万月)	17,522	16,822	700	355	238	107
	納付月数(万月)	10,873	10,637	236	135	80	22
	納付率(%)	62.05	63.23	33.70	37.92	33.44	20.24
平成21年度	納付対象月数(万月)	17,308	16,642	666	344	222	100
	納付月数(万月)	10,381	10,145	236	138	76	22
	納付率(%)	59.98	60.96	35.41	39.94	34.22	22.44
平成22年度	納付対象月数(万月)	16,679	16,065	614	332	197	85
	納付月数(万月)	9,893	9,654	239	144	72	22
	納付率(%)	59.31	60.09	38.88	43.40	36.80	26.03
平成23年度	納付対象月数(万月)	16,042	15,415	628	340	200	88
	納付月数(万月)	9,407	9,169	238	147	70	22
	納付率(%)	58.64	59.48	37.98	43.17	34.95	24.82

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成23年度の3号不整合期間（注1）を除く納付率（現年度分）は58.95%となり、これと前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」の平成23年度の納付率は60.75%と前年度に比べて0.42ポイント上昇している。
- 「22年度は全額免除者で、23年度に納付対象月がある者」や、「3号から1号になった者」以外の新規資格取得者の納付率は、全体と比べて低い。

図6 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成22年度の状況（納付率 59.31%）		平成23年度の状況 （3号不整合期間を除く納付率 58.95%）	
1号資格喪失者	22年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.64% （納付対象月 375万月）	平成22年度のみ 納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者（継続被保険者層） 納付率 60.75% （納付対象月 11,736万月）
	その他平成22年度中に資格喪失した者（22年度中に2号に移行した者等） 納付率 57.75% （納付対象月 1,275万月）		
	申請全額免除者 納付率 21.56% （納付対象月 209万月）		
22年度は納付対象月があり、23年度は全額免除の者	学生納付特例者等 納付率 20.48% （納付対象月 235万月）	平成23年度のみ 納付対象月がある者	23年度中に60歳に到達した者 納付率 79.11% （納付対象月 341万月）
	この2年間引き続き納付対象となっている者（継続被保険者層） 納付率 60.33% （納付対象月 11,867万月）		20歳に到達した者（注2） 納付率 45.52% （納付対象月 258万月）
両年度とも納付対象月がある者	23年度中に60歳に到達した者 納付率 76.76% （納付対象月 614万月）	新規資格取得者	2号から1号になった者等 納付率 58.03% （納付対象月 641万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 54.43% （納付対象月 2,104万月）		3号から1号になった者 納付率 73.22% （納付対象月 193万月）
	申請全額免除者 納付率 26.73% （納付対象月 222万月）		その他 納付率 15.48% （納付対象月 253万月）
	22年度は全額免除で、23年度は納付対象月がある者		学生納付特例者等 納付率 40.84% （納付対象月 276万月）

（※）3号不整合期間を含めた全体の納付率は58.64%

注1 第3号被保険者不整合記録（※）問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勸奨状を送付し、届出がない場合は職権による種別変更を行っている。「3号不整合期間」とは、第3号被保険者不整合記録となっていた期間及びその後連続して国民年金保険料の納付対象となっている期間をいう。

（※）第3号被保険者が第1号被保険者になった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。

注2 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が21.58%（納付対象月 157万月）、それ以外の者の納付率は82.73%（納付対象月 101万月）となっている。

注3 被保険者属性別の納付率及び納付対象月には、「3号不整合期間」を含まない。

(2) 納付率の変化の影響度

平成23年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化 $\Delta 0.67$ ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、次のとおりとなっている。	
○ この2年間引き続き納付対象となっている者による影響	・・・ $+0.33$ ポイント
○ 22年度は申請全額免除者で、23年度に納付対象月がある者による影響	・・・ $\Delta 0.45$ ポイント
○ 22年度は学生納付特例者等で、23年度に納付対象月がある者による影響	・・・ $\Delta 0.32$ ポイント
○ 3号不整合期間による影響	・・・ $\Delta 0.31$ ポイント

表7 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②		
合 計				$\Delta 1.38$	0.71	$\Delta 0.67$		
被 保 険 者 属 性	平成22年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	22年度中に60歳に到達した者	$\Delta 0.39$.	$\Delta 0.39$		
			その他22年度中に資格喪失した者	0.12	.	0.12		
		22年度は納付対象月があり、 23年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.47	.	0.47		
			学生納付特例者等	0.55	.	0.55		
					0.02	0.31	0.33	
					$\Delta 0.27$	0.05	$\Delta 0.22$	
	平成23年度のみ 納付対象月がある者	22年度は全額免除で、 23年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	$\Delta 0.45$.	$\Delta 0.45$		
			学生納付特例者等	$\Delta 0.32$.	$\Delta 0.32$		
		新規資格取得者	20歳に到達した者	$\Delta 0.22$.	$\Delta 0.22$		
			2号から1号になった者等	$\Delta 0.05$.	$\Delta 0.05$		
			3号から1号になった者	0.17	.	0.17		
			その他	$\Delta 0.69$.	$\Delta 0.69$		
		3号不整合期間				$\Delta 0.31$.	$\Delta 0.31$

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成23年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（ $\Delta 0.67$ ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成23年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、昨年度同様、島根、新潟、福井となっている。反対に低かった下位3府県は、昨年度同様、沖縄、大阪、福岡となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、納付率は岡山県をはじめとする12県では上昇し、それ以外の都道府県では低下している。
- 納付率の低下幅が大きかった下位3県は、神奈川、山梨、長野となっている。

表8 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成22年度（現年度分）				平成23年度（現年度分）				全国の納付率の変化に対する影響度			
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)		対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)		納付率の変化 (%)		影響度 (%)	
			順位				順位		順位		順位	
全 国	16,679	9,893	59.31		16,042	9,407	58.64		△ 0.67		△ 0.67	
北海道	666	388	58.24	34	636	369	58.01	33	△ 0.23	18	△ 0.01	33
青森県	190	108	56.69	40	178	101	56.76	39	△ 0.06	12	△ 0.00	8
岩手県	165	108	65.46	17	153	100	65.19	15	△ 0.27	20	△ 0.00	21
宮城県	314	179	56.90	39	297	170	57.13	37	△ 0.22	7	△ 0.00	4
秋田県	126	86	68.23	8	117	79	67.69	7	△ 0.54	31	△ 0.01	28
山形県	140	97	69.39	5	131	90	69.17	4	△ 0.22	17	△ 0.00	19
福島県	251	147	58.33	33	226	134	59.02	31	△ 0.69	2	△ 0.01	2
茨城県	447	253	56.56	41	427	240	56.21	40	△ 0.34	22	△ 0.01	32
栃木県	288	165	57.17	37	277	156	56.19	41	△ 0.97	39	△ 0.02	36
群馬県	284	179	62.94	21	272	168	61.87	26	△ 1.07	42	△ 0.02	39
埼玉県	1,045	590	56.53	42	1,017	566	55.67	42	△ 0.85	35	△ 0.06	43
千葉県	874	508	58.11	36	854	487	57.03	38	△ 1.09	43	△ 0.06	44
東京都	2,104	1,182	56.17	43	2,073	1,143	55.11	44	△ 1.06	41	△ 0.15	47
神奈川県	1,227	723	58.93	32	1,211	697	57.53	34	△ 1.40	47	△ 0.11	46
新潟県	273	193	70.81	2	257	182	70.67	2	△ 0.15	15	△ 0.01	29
富山県	117	81	69.43	4	110	76	69.11	5	△ 0.31	21	△ 0.00	17
石川県	135	93	68.70	6	128	88	68.64	6	△ 0.06	14	△ 0.00	13
福井県	89	62	70.25	3	83	58	69.77	3	△ 0.49	28	△ 0.00	18
山梨県	118	77	65.79	14	114	73	64.46	18	△ 1.33	46	△ 0.01	34
長野県	263	181	68.64	7	253	171	67.51	9	△ 1.14	45	△ 0.02	38
岐阜県	273	185	67.87	9	259	175	67.61	8	△ 0.26	19	△ 0.01	27
静岡県	496	314	63.43	20	474	299	63.06	20	△ 0.37	24	△ 0.01	35
愛知県	959	597	62.28	24	924	572	61.93	25	△ 0.35	23	△ 0.02	40
三重県	230	151	65.71	15	218	143	65.69	12	△ 0.02	13	△ 0.00	14
滋賀県	161	106	65.80	13	154	101	65.30	14	△ 0.51	29	△ 0.01	22
京都府	323	197	61.03	29	313	188	60.10	30	△ 0.93	37	△ 0.02	37
大阪府	1,160	586	50.54	46	1,125	559	49.68	46	△ 0.86	36	△ 0.07	45
兵庫県	666	387	58.13	35	644	369	57.29	35	△ 0.85	34	△ 0.03	42
奈良県	178	112	62.86	22	170	106	62.38	22	△ 0.49	27	△ 0.01	24
和歌山県	133	90	67.69	10	126	84	67.14	10	△ 0.55	32	△ 0.01	23
鳥取県	65	41	64.26	18	61	39	64.63	17	0.38	5	0.00	9
島根県	67	48	70.85	1	63	45	71.36	1	0.52	3	0.00	11
岡山県	203	126	61.97	26	190	120	63.02	21	1.05	1	0.01	1
広島県	323	205	63.64	19	307	196	63.77	19	0.14	10	0.00	6
山口県	149	98	65.54	16	140	92	65.65	13	0.12	11	△ 0.00	12
徳島県	89	55	61.98	25	83	52	62.37	23	0.39	4	0.00	7
香川県	109	72	65.90	12	103	67	64.91	16	△ 0.99	40	△ 0.01	30
愛媛県	162	107	66.18	11	153	100	65.71	11	△ 0.47	26	△ 0.01	26
高知県	90	55	61.60	28	85	52	61.78	27	0.18	9	0.00	10
福岡県	573	320	55.80	45	550	302	54.86	45	△ 0.94	38	△ 0.03	41
佐賀県	102	64	62.57	23	96	59	62.13	24	△ 0.45	25	△ 0.00	16
長崎県	179	100	55.84	44	170	94	55.23	43	△ 0.61	33	△ 0.01	25
熊本県	234	142	60.45	30	220	133	60.29	29	△ 0.16	16	△ 0.00	15
大分県	116	71	61.61	27	110	66	60.49	28	△ 1.13	44	△ 0.01	31
宮崎県	138	82	59.18	31	129	76	58.67	32	△ 0.51	30	△ 0.00	20
鹿児島県	186	106	56.96	38	174	100	57.19	36	△ 0.22	8	0.00	5
沖縄県	200	76	37.77	47	188	72	38.14	47	0.37	6	0.01	3

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成23年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（△0.67ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成23年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
	納付率 (%)		平成22年度分				平成21年度分			
			順位	順位	前年度からの伸び (ポイント)		順位	順位	前年度からの伸び (ポイント)	
	(%)	(%)			(ポイント)	(ポイント)			(%)	(%)
全 国	58.64		62.20		2.89		65.26		2.02	
北海道	58.01	33	61.61	33	3.37	7	64.38	35	1.84	24
青森県	56.76	39	59.81	40	3.12	13	62.67	40	1.75	30
岩手県	65.19	15	69.47	11	4.01	4	72.67	10	1.75	28
宮城県	57.13	37	61.28	34	4.38	1	63.95	37	2.04	14
秋田県	67.69	7	71.55	7	3.32	8	74.47	8	1.39	42
山形県	69.17	4	72.88	4	3.48	6	75.44	3	1.73	32
福島県	59.02	31	62.41	31	4.08	3	65.35	31	1.35	45
茨城県	56.21	40	59.46	42	2.91	23	62.08	43	1.86	23
栃木県	56.19	41	59.89	39	2.73	34	63.02	38	1.88	19
群馬県	61.87	26	65.68	23	2.74	32	68.81	21	1.71	35
埼玉県	55.67	42	59.52	41	2.99	21	62.72	39	2.48	2
千葉県	57.03	38	60.84	37	2.73	33	63.97	36	2.32	5
東京都	55.11	44	58.89	43	2.72	35	62.55	41	2.54	1
神奈川県	57.53	34	61.27	35	2.34	46	64.73	32	2.14	9
新潟県	70.67	2	73.57	2	2.76	29	76.07	2	1.43	41
富山県	69.11	5	72.18	5	2.75	31	74.62	6	1.82	26
石川県	68.64	6	71.45	8	2.75	30	74.58	7	1.74	31
福井県	69.77	3	72.88	3	2.62	39	75.29	4	1.38	43
山梨県	64.46	18	68.14	17	2.35	45	71.17	15	1.38	44
長野県	67.51	9	71.65	6	3.01	19	74.72	5	1.93	16
岐阜県	67.61	8	70.29	9	2.42	42	72.55	11	1.48	39
静岡県	63.06	20	66.37	20	2.94	22	68.87	20	2.10	11
愛知県	61.93	25	65.00	25	2.72	36	66.97	29	1.73	33
三重県	65.69	12	68.32	15	2.60	41	70.87	17	1.89	18
滋賀県	65.30	14	68.45	14	2.65	37	71.02	16	1.86	22
京都府	60.10	30	63.86	28	2.83	25	67.15	27	2.19	7
大阪府	49.68	46	53.32	46	2.78	28	56.84	46	2.27	6
兵庫県	57.29	35	61.14	36	3.01	20	64.69	33	2.07	13
奈良県	62.38	22	65.74	22	2.88	24	68.17	23	1.92	17
和歌山県	67.14	10	70.08	10	2.40	43	72.17	13	1.44	40
鳥取県	64.63	17	67.36	18	3.10	18	70.79	18	2.11	10
島根県	71.36	1	74.05	1	3.20	12	77.15	1	1.75	29
岡山県	63.02	21	65.52	24	3.56	5	67.87	25	2.35	3
広島県	63.77	19	66.88	19	3.24	9	69.64	19	2.08	12
山口県	65.65	13	68.65	13	3.11	15	71.76	14	1.88	20
徳島県	62.37	23	64.80	27	2.81	27	67.93	24	1.87	21
香川県	64.91	16	68.25	16	2.36	44	72.18	12	1.31	46
愛媛県	65.71	11	68.79	12	2.61	40	72.72	9	1.72	34
高知県	61.78	27	64.81	26	3.21	11	67.38	26	2.17	8
福岡県	54.86	45	58.44	45	2.64	38	61.68	44	1.68	36
佐賀県	62.13	24	65.80	21	3.23	10	68.46	22	1.77	27
長崎県	55.23	43	58.66	44	2.82	26	61.38	45	1.94	15
熊本県	60.29	29	63.56	30	3.10	16	65.57	30	1.83	25
大分県	60.49	28	63.76	29	2.15	47	67.14	28	1.24	47
宮崎県	58.67	32	62.28	32	3.10	17	64.44	34	1.66	38
鹿児島県	57.19	36	60.08	38	3.12	14	62.17	42	1.67	37
沖縄県	38.14	47	42.02	47	4.25	2	44.88	47	2.34	4

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成23年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村部が最も高く、政令指定都市及び特別区部で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で0.78ポイント低下、特別区部で1.16ポイント低下、その他の市部で0.53ポイント低下、町村部で0.46ポイント低下し、全ての市区町村規模で低下している。

表10 市区町村の規模別納付率の変化

	平成22年度 (現年度分)			平成23年度 (現年度分)			平成22年度から 23年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全国合計	16,679	9,893	59.31	16,042	9,407	58.64	△ 3.8	△ 4.9	△ 0.67
政令指定都市	3,388	1,892	55.85	3,295	1,815	55.07	△ 2.7	△ 4.1	△ 0.78
東京23区	1,482	821	55.36	1,463	793	54.20	△ 1.3	△ 3.3	△ 1.16
その他の市	10,185	6,134	60.22	9,781	5,838	59.69	△ 4.0	△ 4.8	△ 0.53
町村	1,624	1,046	64.44	1,503	962	63.98	△ 7.4	△ 8.1	△ 0.46

(参考1) 都道府県別全額免除割合の変化

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成22年度①	平成23年度②	差(②-①)	平成22年度	平成23年度
	(年度末現在、%)				
全 国	29.0	30.4	1.4	2.3	2.5
北海道	36.6	38.3	1.7	3.5	3.8
青森県	35.9	37.3	1.4	4.3	4.8
岩手県	30.3	32.4	2.1	3.8	3.6
宮城県	30.3	32.6	2.3	2.9	2.4
秋田県	33.4	35.5	2.1	4.1	4.4
山形県	28.6	29.9	1.3	3.3	3.7
福島県	30.6	34.8	4.2	3.0	2.6
茨城県	25.4	26.8	1.5	1.8	2.0
栃木県	25.1	26.0	0.9	1.9	1.9
群馬県	25.6	26.5	0.9	2.3	2.7
埼玉県	22.9	24.2	1.3	1.6	1.6
千葉県	22.7	23.8	1.1	1.3	1.4
東京都	21.4	22.4	1.0	1.2	1.3
神奈川県	22.8	23.8	1.0	1.3	1.4
新潟県	28.6	30.4	1.8	2.5	2.6
富山県	24.7	25.4	0.7	1.5	1.5
石川県	28.1	29.9	1.8	2.0	2.6
福井県	26.6	29.1	2.5	2.4	3.0
山梨県	27.8	29.1	1.3	2.3	2.9
長野県	26.0	26.9	0.9	2.3	2.5
岐阜県	24.0	25.5	1.5	2.2	2.4
静岡県	22.9	24.5	1.7	1.7	1.8
愛知県	23.8	24.9	1.1	1.7	2.0
三重県	25.2	26.7	1.6	1.5	1.8
滋賀県	29.4	30.3	1.0	2.1	2.1
京都府	35.0	36.0	1.0	2.5	2.5
大阪府	33.7	35.0	1.3	2.6	2.6
兵庫県	33.0	34.2	1.2	2.6	2.9
奈良県	33.2	35.3	2.2	2.1	2.4
和歌山県	35.5	37.3	1.7	2.7	2.7
鳥取県	34.9	37.2	2.3	3.1	3.9
島根県	33.2	35.2	2.0	2.8	3.7
岡山県	33.1	35.7	2.7	2.5	3.0
広島県	31.5	33.1	1.7	2.2	2.4
山口県	33.4	35.0	1.6	2.8	3.4
徳島県	36.9	39.1	2.3	2.5	2.6
香川県	30.8	32.2	1.5	1.9	2.2
愛媛県	37.3	39.1	1.8	2.3	3.3
高知県	37.9	39.4	1.5	2.5	3.3
福岡県	38.7	40.1	1.4	3.3	3.7
佐賀県	33.5	35.3	1.8	4.1	4.0
長崎県	36.0	37.0	1.0	3.5	3.8
熊本県	34.8	36.2	1.3	3.9	3.8
大分県	38.8	40.1	1.4	3.9	4.3
宮崎県	38.1	39.7	1.6	5.0	5.6
鹿児島県	39.3	41.3	2.0	3.2	3.7
沖縄県	46.0	49.3	3.3	3.6	4.1

注1 全額免除割合 (%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

注2 一部免除割合 (%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

(参考2) 東日本大震災における被災による申請全額免除の納付率への影響の分析

- 天災等により国民年金保険料を納付することが著しく困難である場合は、申請により保険料の納付を全額免除とすることができる。
- 東日本大震災による被害の大きかった岩手、宮城、福島においては、平成23年度末時点での被災による申請全額免除者数が、その他の都道府県と比べて大きくなっている。
- 平成23年度に被災による申請全額免除となった月が、仮に、被災せずに納付対象月となり、平成22年度と同程度の保険料納付があったと仮定した場合の納付率は、実際の平成23年度の納付率と大きな差はなく、被災による申請全額免除の納付率への影響はほとんどないと考えられる。

参考2-1 平成23年度末時点における被災による申請全額免除の状況

(単位：人)

都道府県	第1号被保険者数 ①	申請全額免除者数 ②	(再掲) 被災による申請全額免除者数 ③	第1号被保険者数に対する申請全額免除者数の割合(%)		(参考)平成22年度末時点における被災による申請全額免除の状況	
				②÷①	第1号被保険者数に対する被災による申請全額免除者数の割合(%) ③÷①	申請全額免除者数	第1号被保険者数に対する被災による申請全額免除者数の割合(%)
全国	18,717,052	2,300,160	24,559	12.29	0.13	169	0.00
岩手県	183,224	27,966	2,280	15.26	1.24	2	0.00
宮城県	355,142	56,314	7,190	15.86	2.02	0	0.00
福島県	285,082	51,060	13,441	17.91	4.71	0	0.00
その他の都道府県計	17,893,604	2,164,820	1,648	12.10	0.01	167	0.00

注 申請による保険料納付の全額免除には、申請から全額免除が決定するまで一定の事務処理期間が必要であることから、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の発生から間もない平成22年度末時点においては、被災による申請全額免除者数が少なかったものと考えられる。

参考2-2 東日本大震災における被災による申請全額免除の納付率への影響(推計)

(単位：万円)

都道府県	平成23年度(現年度分)			被災による申請全額免除がなかったと仮定した場合の平成23年度(現年度分)の推計			納付率への影響(%) ①-②
	納付対象月数	納付月数	納付率(%) ①	納付対象月数	納付月数	納付率(%) ②	
全国	16,042	9,407	58.64	16,072	9,425	58.64	0.00
岩手県	153	100	65.19	156	101	65.20	△ 0.00
宮城県	297	170	57.13	306	175	57.12	0.01
福島県	226	134	59.02	243	143	58.97	0.05
その他の都道府県計	15,366	9,004	58.60	15,368	9,005	58.60	△ 0.00

注1 被災による申請全額免除がなかったと仮定した場合の納付対象月数は、平成23年度末時点の被災による申請全額免除者が、平成23年度の全ての月について全額免除となっていたものとして推計した。

注2 被災による申請全額免除がなかった場合の納付月数は、注1により推計した納付対象月数について、平成23年度も平成22年度(現年度分)と同様の納付率であると仮定して推計した。